

## 「ゆめバンクとくしま」NPO等への つなぎ融資の利子補給事業実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、国又は地方公共団体（以下「行政機関」という。）から業務を受託した社会貢献活動団体（以下「NPO等」という。）が、受託した当該業務の実施に際して金融機関等のつなぎ融資を利用する場合に、特定非営利活動法人とくしま県民活動プラザ（以下「プラザ」という。）が、当該融資にかかる利息に相当する金額を助成することにより、NPO等の負担を軽減し、NPO等と行政機関との協働業務の活発化を図ることを目的とした利子補給事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象団体)

第2条 本事業の対象となるNPO等は、徳島県内に事務所を有するものであって、「ゆめバンクとくしま」NPO等へのつなぎ融資の利子補給事業申請書（様式第1号）の助成対象団体としての要件等の全てに該当しなければならない。ただし、当該団体が、法令遵守に問題がある場合は、申請することができない。

### (借入資金)

第3条 本事業の対象となる借入資金は、行政機関との業務委託契約書において、委託費の支払が精算払（一部精算払を含む。）であり、NPO等が一時的に、当該業務に必要な経費を金融機関等から調達した金額とする。ただし、委託費のうち、精算払となっている金額を上限とする。

### (融資金融機関等)

第4条 本事業の対象となる融資金融機関等（以下「融資金融機関等」という。）は、日本政策金融公庫、都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等とする。

### (期間)

第5条 本事業の対象期間は、NPO等が融資金融機関等との融資契約を締結した日以降、行政機関から委託費の支払を受けた日までとする。

### (助成金額)

第6条 本事業の助成金額は、対象となる借入金の前条に規定する期間に係る支払利息

に相当する金額（千円未満は切り捨てるものとする。）とする。ただし、年換算２パーセント又は２万円のうち少ない額を上限とする。

（申請書類）

第 7 条 本事業を申請しようとする N P O 等は、次の各号に掲げる書類をプラザへ提出するものとする。

- （１）「ゆめバンクとくしま」N P O 等へのつなぎ融資の利子補給事業申請書（様式第 1 号）
- （２）行政機関からの受託業務に係る契約書の写し
- （３）定款又は規約等の写し
- （４）役員名簿
- （５）直近の事業計画書、事業報告書、財務諸表
- （６）借入（予定）状況（様式第 2 号）

2 プラザは、提出された書類を本事業の対象団体（以下「助成対象団体」という。）の選定に係る審査にのみ使用し、他の目的には使用しない。

3 プラザは、提出された書類を返却しない。

（助成対象団体の選定及び通知）

第 8 条 プラザは、前条の申請を受理し、審査の上、助成対象団体を選定したときは、申請した N P O 等に対し、様式第 3 号により通知する。

（助成金申請）

第 9 条 前条の選定通知を受けた N P O 等は、融資金融機関等との融資契約を締結した後、速やかに次の各号に掲げる書類をプラザへ提出するものとする。

- （１）「ゆめバンクとくしま」N P O 等へのつなぎ融資の利子補給事業の助成金申請書（様式第 4 号）
- （２）融資金融機関等から当該受託事業に必要な資金を借り入れたことを証する書面

（交付決定の通知）

第 1 0 条 プラザは、前条の申請を受理し、審査の上、助成金の交付を決定したときは、助成対象団体に対し、様式第 5 号により通知する。

（実績報告書の提出）

第 1 1 条 前条の交付決定通知を受けた N P O 等は、融資契約の終了後 1 か月以内に、次の各号に掲げる書類をプラザへ提出するものとする。

- （１）「ゆめバンクとくしま」N P O 等へのつなぎ融資の利子補給事業実績報告書（様式

第6号)

(2) 「ゆめバンクとくしま」NPO等へのつなぎ融資の利子補給事業成果等報告書(様式第7号)

(3) 融資金融機関等が発行する利子の支払額に係る証明書

(4) 請求書(様式第8号)

(助成金の交付)

第12条 プラザは、前条の報告を受理したときは、審査の上、受理した日から1か月以内に助成金の交付を行う。

(団体登録)

第13条 NPO等は、本事業の申請を行う場合、あらかじめプラザへの団体登録を済ませることとする。ただし、特定非営利活動法人においては、この限りでない。

(団体情報の開示)

第14条 第8条の選定通知を受けたNPO等は、助成対象団体に選定された場合、第9条に規定する助成金申請書を提出するまでに、ゆめバンクとくしまウェブサイトの団体情報に登録し、団体情報を開示しなければならない。ただし、特定非営利活動法人においては、この限りでない。

附 則

- 1 この要項は、令和3年3月31日から施行する。
- 2 この要項の施行に伴い、平成26年9月26日制定の「ゆめバンクとくしま」NPO等へのつなぎ融資の利子補給事業実施要項は、廃止する。
- 3 この要項の施行前に、提出のあった申請書、事業報告書等は、この要項に基づき、提出のあったものとみなす。